

農林水産省共通申請サービスにおける 関税割当証明書変更手続きマニュアル (令和6年度申請用)

はじめに

・本書は、農林水産省共通申請サービス(eMAFF)において、交付済みの関税割当証明書の変更手続きを行う際にお使いいただくマニュアルです。(農林水産省共通申請サービスをご利用になるための詳細な操作方法及び動作環境は、<https://e.maff.go.jp/Manual>に掲載されている「申請者マニュアル」をご覧ください。)

「関税割当証明書の変更」は、次のとおりです。

- ① 関税割当証明書の分割・再交付
- ② 関税割当数量の一部返還
- ③ 関税割当証明書に記載した社名(法人名・屋号)の変更
- ④ 関税割当証明書に記載した住所・電話番号の変更
- ⑤ ①～④の2項目以上

・年度末(3月下旬)に手続きを行いたい場合は、事前に受付担当課にご相談下さい。

アカウントの取得

G Biz ID の HP で「gBizID プライム」を取得して下さい。

G Biz の HP: <https://gbiz-id.go.jp/top/>

(クイックマニュアル: https://gbiz-id.go.jp/top/manual/pdf/QuickManual_Prime.pdf)

* 「gBizID エントリー」では申請はできませんので、「gBizID プライム」を取得して下さい。

* ID 取得には、状況により数週間を要する場合がありますので、余裕をもって申請して下さい。

ログイン

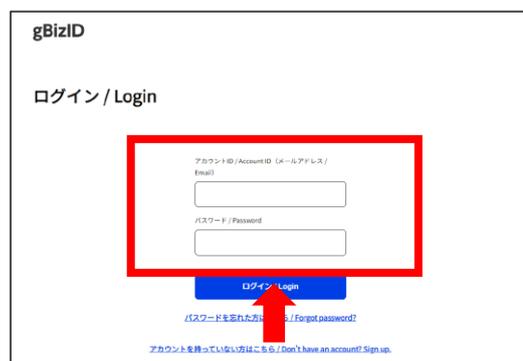
1. eMAFF の HP (<https://e.maff.go.jp/>) にアクセスして、「ログイン」をクリックします。



2. 「gBizID でログイン」をクリックします。



3. gBizID の WEB サイトログイン画面が表示されるので、取得した gBizID のアカウント ID とパスワードを入力して、「ログイン」をクリックします。



4. コードの入力画面が表示されるので、gBizID に登録したメールアドレスで受信したコードを入力して、「続ける」をクリックします。

* メールは、3のログインボタンをクリックした後に送付されます。



【初回ログイン時】

・「【農林水産省共通申請サービス】農林水産省共通申請サービスようこそ」メールが届きますが、メール内の URL、ログイン ID は使用しないでください。

・利用規約の同意が求められますので、内容を確認の上、「同意する」にチェックを入れ、「次へ」ボタンをクリックします。

・受信したい通知メールの種類等の設定画面が表示されますので、各種設定をして、「次へ」ボタンをクリックします。(設定は後で変更できます)

5. eMAFF の申請者用画面が表示されます。

ログアウト

以下の内容をご確認の上、ご同意いただける場合「同意する」にチェックをして、「次へ」をクリックしてください。

利用規約

農林水産省共通申請サービス 利用規約

目次

1. 目的
2. 著作権
3. 利用時間
4. 禁止事項
5. 準拠法と合意管轄について
6. 免責事項
7. 利用規約の変更
8. 個人情報
9. 動作環境条件について
10. 協議

1. 目的
本規約は、農林水産省共通申請サービス（以下「本システム」という。）を利用する場合に必要な事項について定めるものです。

2. 著作権
本システムが利用者に対し提供するコンテンツ（以下「コンテンツ」という。）は、農林水産省が保有しており、国際著作権条約及び日本国の著作権関連法令によって保護されています。コンテンツの内容の全部又は一部について、私的使用又は引用等著作権法上認められた行為として適宜の方法により出所を明示することにより、引用・転載複製を行うことができます。ただし、「無断転載を禁じます」等の注記があるものについては、当該注記に従ってください。

同意する

次へ

【2回目以降のログイン時】

ログインが2回目以降の場合は、(<https://e-maff.my.site.com/shinseisha/>)にアクセスすると、ログイン画面が表示されるので、申請用アカウントとして発行された eMAFF ID の「メールアドレス」及び「パスワード」を入力して、「旧(新)eMAFF ID でログインする」をクリックします。gBIZ ID で登録したメールアドレスで受信したコードを入力して「次へ」又は「ログイン」をクリックします。

* システムのメンテナンスにより申請できない場合がありますので、ご注意ください。(その場合は、同画面の下部お知らせ欄にシステムのメンテナンス時間の情報が表示されます。)

お知らせ

このリストを検索…

全 59 件中 1~5 件を表示中 1ページあたりの表示件数: 5

重要	新着	掲載日付 ↓	タイトル	発信元	詳細
New	2023/02/03	2月17日 (金)	農林水産省共通申請サービスのメンテナンスのお知らせ	eMAFF事務局	目

関税割当変更手続きの検索

1. 申請者用画面ホーム上部メニューの「**手続きを探す**」をクリックして、「**手続きを選択して探す**」を選択します。

農林水産省共通申請サービス | eMAFF

農林水産省に関する各種手続きを、インターネット上で行えるサービスです。

申請 **太郎** さんのダッシュボード

通知 29 | おすすめ手続 | 申請履歴・一時保存

未読	新着	通知日付	タイトル
		2023/01/17	関税割当_数量割当_日オー

▼ **手続きを探す** 🔍

- 利用できる全ての手続 から探す
- 手続きをキーワード から探す
- 関連したおすすめ手続 から探す
- よく利用されている手続 から探す
- 定期的な手続 から探す
- 手続きを選択して探す**

マイページ

2. 申請選択画面が表示されますので、「**制度を選択**」欄に「**関税割当**」などのキーワードを入力します。候補が出てきますので、リスト【eMAFF 関税割当申請の制度名及び手続名一覧】を参考に選択します。制度が正しく選択されますと「**手続きを選択**」欄にも候補が出てきますので同様に選択します。さらに「**申請する年度を選択**」を選択して、「**次へ**」ボタンをクリックします。

3. 申請選択画面が表示されますので、「**制度を選択**」欄に「**関税割当**」などのキーワードを入力します。候補が出てきますので、「**関税割当_変更**」を選択します。制度が正しく選択されますと「**手続きを選択**」欄にも候補が出てきますので、次のとおり選択します。

住所・電話番号の変更に限る場合

→「**関税割当証明書内容変更届出書(住所・電話番号に限る変更)**」

その他の場合

→「関税割当証明書の分割・再交付(数量の一部返還/社名[法人名・屋号]変更等)その他の変更」

手続が正しく選択されますと「申請する年度を選択」欄にも候補が出てきますので、該当年度を選択します。

Q 手続を探す

> 手続を探す	Q	> 手続を進める	✎
---------	---	----------	---

■ 手続を選択 して探す

業種、法令名、制度名から、手続を探すことができます。(業種、法令名の入力は任意です)

業種を選択	
法令名を選択	Search... Q
制度を選択 必須	Search... Q
手続を選択 必須	Search... Q
申請する年度を選択 必須	Search... Q

次へ
↑

4. 該当手続の申請画面が表示されますので、申請情報の「申請年月日」「提出先(地域レベル)」「提出先(地域名)」を選択します。

* 提出先(地域レベル)及び提出先(地域名)については、それぞれ「国」及び「農林水産省」を選択します。

■ 基本情報

申請年度 2022	申請年月日 必須
文書番号	申請ステータス
提出先(地域レベル) 必須	提出先(地域名) 必須

5. 「1. 変更を希望する種別、品目、受付担当課」に、以下【eMAFF 関税割当の変更手続きに関する種別、品目、受付担当課】を参考に選択します。「(1)種別(一般又は協定種別)」が正しく選択されますと「(2)品目」にも候補が出てきますので同様に選択し、同様に「(3)受付担当課」も候補から選択します。

■ 1. 変更を希望する種別、品目、受付担当課

(1) 種別 (一般又は協定種別) 必須

(2) 品目 必須

(3) 受付担当課 必須 ⓘ

【eMAFF 関税割当の変更手続きに関する種別、品目、受付担当課】

種別	品目	受付担当課
日メキシコ	6_アガベシロップ	農産局地域作物課(EPA)
日メキシコ	12_ソルビトール	農産局地域作物課(EPA)
日メキシコ	13_デキストリン	農産局地域作物課(EPA)
日タイ	20_生鮮バナナ	農産局園芸作物課(EPA①)
日タイ	23_甘しゃ糖みつ	農産局地域作物課(EPA)
日タイ	24_エステル化でん粉そののでん粉誘導体	農産局地域作物課(EPA)
日インドネシア	25_生鮮バナナ	農産局園芸作物課(EPA①)
日インドネシア	26_生鮮パイナップル	農産局園芸作物課(EPA①)
日インドネシア	27_ソルビトール	農産局地域作物課(EPA)
日フィリピン	32_マスコバド糖	農産局地域作物課(EPA)
日フィリピン	33_甘しゃ糖みつ	農産局地域作物課(EPA)
日スイス	37_その他の砂糖菓子	大臣官房新事業・食品産業部 食品製造課(EPA①)
日スイス	38_無糖ココア調製品	大臣官房新事業・食品産業部 食品製造課(EPA①)
日スイス	39_チョコレート菓子	大臣官房新事業・食品産業部 食品製造課(EPA①)

日ペルー	44_とうもろこし	大臣官房新事業・食品産業部 食品製造課(EPA②)
日オーストラリア	59_エステル化でん粉その他のでん粉誘導体	農産局地域作物課(EPA)
日モンゴル	64_ラプシャヌードル	大臣官房新事業・食品産業部 食品製造課(EPA②)
CPTPP	TWQ-JP2_主として小麦で作られた調製食料品	農産局貿易業務課(EPA)
CPTPP	TWQ-JP4_うどん、そうめん及びそば	大臣官房新事業・食品産業部 食品製造課(EPA②)
CPTPP	TWQ-JP12_粉乳(チョコレート原料用)	大臣官房新事業・食品産業部 食品製造課(EPA①)
CPTPP	TWQ-JP13_無糖ココア調製品	大臣官房新事業・食品産業部 食品製造課(EPA①)
CPTPP	TWQ-JP14_無糖ココア調製品(チョコレート原料用)	大臣官房新事業・食品産業部 食品製造課(EPA①)
CPTPP	TWQ-JP15_低脂肪調製食用脂	大臣官房新事業・食品産業部 食品製造課(EPA③)
CPTPP	TWQ-JP18_ココアを含有するチューインガムその他の砂糖菓子	農産局地域作物課(EPA)
CPTPP	TWQ-JP19_ココア調製品(砂糖を加えたもので2キログラム以下のものに限る。)	農産局地域作物課(EPA)
CPTPP	TWQ-JP20_コーヒー、茶の混合物、調製食料品及び練り生地	農産局地域作物課(EPA)
CPTPP	TWQ-JP21_えんどう及び豆の調製品	農産局地域作物課(EPA)
CPTPP	TWQ-JP22_その他の砂糖菓子	大臣官房新事業・食品産業部 食品製造課(EPA①)
CPTPP	TWQ-JP23_チョコレート菓子	大臣官房新事業・食品産業部 食品製造課(EPA①)
CPTPP	TWQ-JP24_調製食料品	農産局地域作物課(EPA)
CPTPP	TWQ-JP25_検糖計の読みで九十八・五度未満の甘しや糖	農産局地域作物課(EPA)
CPTPP	TWQ-JP26_ココア粉	農産局地域作物課(EPA)
CPTPP	TWQ-JP27_ココア調製品(砂糖を加えたもので2キログラムを超えるものに限る。)	農産局地域作物課(EPA)
CPTPP	TWQ-JP28_調製食料品	農産局地域作物課(EPA)
CPTPP	TWQ-JP29_しょ糖の含有量が全重量のうち50%を超える調製食料品	農産局地域作物課(EPA)
CPTPP	TWQ-JP30_調製食料品(砂糖が最大の成分のものに限る。)	農産局地域作物課(EPA)

CPTPP	TWQ-JP31_砂糖及び酪農品を含有する調製食料品	農産局地域作物課(EPA)
CPTPP	TWQ-JP32_砂糖	農産局地域作物課(EPA)
CPTPP	TWQ-JP33_でん粉等	農産局地域作物課(EPA)
CPTPP	CSQ-JP4_混合物及び練り生地並びにケーキミックス	農産局貿易業務課(EPA)
CPTPP	CSQ-JP25_チリのイヌリン	農産局地域作物課(EPA)
日 EU	TRQ-2_混合物及び練り生地並びにケーキミックス	農産局貿易業務課(EPA)
日 EU	TRQ-3_主として小麦で作られた調製食料品	農産局貿易業務課(EPA)
日 EU	TRQ-6_うどん、そうめん及びそば	大臣官房新事業・食品産業部 食品製造課(EPA②)
日 EU	TRQ-10_麦芽(ビール用及びウイスキー用)	輸出・国際局国際経済課 (EPA)
日 EU	TRQ-10_麦芽(その他用)	農産局穀物課(EPA)
日 EU	TRQ-11_コーヒー、茶の混合物、調製食料品及び練り生地	農産局地域作物課(EPA)
日 EU	TRQ-12_調製食料品	農産局地域作物課(EPA)
日 EU	TRQ-13_ぶどう糖及び果糖	農産局地域作物課(EPA)
日 EU	TRQ-14_調製食料品	農産局地域作物課(EPA)
日 EU	TRQ-15_調製食料品(しょ糖の含有量が全重量のうち 50% を超えるものに限る。)及びココア粉	農産局地域作物課(EPA)
日 EU	TRQ-16_砂糖	農産局地域作物課(EPA)
日 EU	TRQ-17_でん粉等	農産局地域作物課(EPA)
日 EU	TRQ-18_低脂肪調製食用脂	大臣官房新事業・食品産業部 食品製造課(EPA③)
日 EU	TRQ-19_無糖ココア調製品	大臣官房新事業・食品産業部 食品製造課(EPA①)
日 EU	TRQ-20_無糖ココア調製品(チョコレート原料用)	大臣官房新事業・食品産業部 食品製造課(EPA①)
日 EU	TRQ-24_粉乳(チョコレート原料用)	大臣官房新事業・食品産業部 食品製造課(EPA①)
日アメリカ	TRQ-JP1_混合物及び練り生地並びにケーキミックス	農産局貿易業務課(EPA)
日アメリカ	TRQ-JP7_ぶどう糖及び果糖	農産局地域作物課(EPA)
日アメリカ	TRQ-JP8_とうもろこしでん粉及びばれいしょでん粉	農産局地域作物課(EPA)
日アメリカ	TRQ-JP9_イヌリン	農産局地域作物課(EPA)
一般	65_とうもろこし(コーンスターチ用)上期	農産局地域作物課(一般①)
一般	69_無糖ココア調製品	大臣官房新事業・食品産業部 食品製造課(一般②)
一般	81_でん粉等_糖化用、化工でん粉用	農産局地域作物課(一般①)
一般	81_でん粉等_その他用	農産局地域作物課(一般②)

一般	84_調製食用脂	大臣官房新事業・食品産業部 食品製造課(一般④)
一般	86_とうもろこし(コーンスターチ用)下期	農産局地域作物課(一般①)

- 変更内容が住所・電話番号に限る場合は P.19、その他の場合は P14 へ進む。

関税割当証明書の分割・再交付(数量の一部返還/社名[法人名・屋号]変更等)

1. 「(4)希望する変更事項」に希望する変更項目をチェックします。「E.その他の事由」にチェックした場合は、チェック項目の下欄に事由の詳細を入力します。

例:分割、数量の一部返還及び住所の変更を希望する場合は、A、B及びDをチェックします。

(4) 希望する変更事項【必須】(複数選択可)

A. 分割

B. 割当数量の変更(数量の一部返還)

C. 社名[法人・屋号]変更

D. 住所・電話番号の変更(住所・電話番号に限る変更を希望する場合は別手続きから申請してください。)

E. その他の事由

希望する変更項目にチェック、入力する。

※Eを選択した場合、こちらに事由の詳細を入力してください。

2. 「2. 変更を希望する内容」(1)~(5)に変更したい関税割当証明書等の該当情報を入力する。(4)及び(5)に該当がない場合は、「0」(ゼロ)を入力します。

2. 変更を希望する内容

(1) 関税割当証明書番号(半角英数字)(例:1107.10-TRQ-10-1)

(2) 主な使用の計画数量(当初申請時から変更がある場合は入力してください。)

kg(キロ)

(3) 割当を受けた数量(半角数字) **必須**

kg(キロ)

(4) 既に通関した数量(半角数字)(該当がなければ0を入力してください。)

kg(キロ)

(5) 申請日現在、通関中の数量(半角数字)(該当がなければ0を入力してください。)

※申請から新たな関税割当証明書が発給されるまでの間に通関予定がある場合はその数量を入力してください。

※該当する場合は設問7(3)に必要な書類を添付してください。 **必須**

kg(キロ)

(6)に今回変更手続きで再交付を希望する数量を入力して、保存列の「フロッピーディスク」マークをクリックして保存します。

編集	保存	▼	再交付を希望する数量	▼	編集	保存
+	-	✎	1	<input type="text"/>	✎	📁
				kg(キロ)		

数量を分割したい場合は、最左列の「+」マークをクリックすると次行が増えますので、各「再交付を希望する数量」欄に分割する数量を入力して、保存列の「フロッピーディスク」マークをクリックして保存します。

「再交付を希望する数量の合計」欄及び「返還する数量」欄に自動計算した数量が表示されたことを確認します。

今回申請の再交付を希望する数量の合計及び返還する数量になっているか確認します。
(数量が表示されない場合は、(6)の保存列の「フロッピーディスク」マークをクリックします。)

保存した「再交付を希望する数量」欄を修正したい場合は、編集列の「ペン」マークをクリックして再入力可能にしてから、修正したい数量を入力して、保存列の「フロッピーディスク」マークをクリックして保存します。

【例: 割当を受けた数量 10,000 kg、既に通関した数量 + 新たな関税割当証明書が発給されるまでの間の通関予定数量 5,000 kg、再交付を希望する数量 4,000 kgを 3,000 kgと 1,000 kgに分割、1,000 kgを一部返還する場合】

「再交付を希望する数量」欄に 3,000 kgを入力して、保存列の「フロッピーディスク」マークをクリックして保存します。最左列の「+」マークをクリックして次行を増やして、その行に「再交付を希望する数量」欄に 1,000 kgを入力して、保存列の「フロッピーディスク」マークをクリックして保存します。「再交付を希望する数量の合計」欄に 4,000 kg、「返還する数量」欄に 1,000 kgが自動計算によって表示されたことを確認します。

3. 「3. 変更理由」欄に、「1(4)希望する変更事項」でチェックした事項の全ての変更理由を具体的に入力します。

* 数量の一部返還の場合、例えば「コロナのため」「緊急事態宣言のため」というだけでなく、それらによってどのような事態が生じ、当初必要とした数量の一部を返還せざるを得なくなったか等、具体的な事情を記載して下さい。

■ 3. 変更理由

分割・再交付（数量の一部返還/社名[法人名・屋号]変更/住所・電話番号の変更）の具体的な理由 **必須**

4. 申請画面上部のgBIZ 経営体情報の変更が終了していない場合は、「4. 変更後の社名[法人名・屋号]等」の各欄に該当情報を入力します。

* 社名[法人名・屋号]変更、住所・電話番号の変更は、原則としてgBIZ 経営体情報を変更してから行いますが、gBIZ 経営体情報の変更が完了する前に関税割当証明書を使用する必要がある等、やむを得ない場合に入力します。

■ 4. 変更後の社名[法人名・屋号]等

以下については、経営体情報の変更が完了していない場合のみ入力してください。

(1) 変更後の社名[法人名・屋号]

(2) 変更後の住所（半角数字、例：東京都千代田区麹が関一丁目2番1号）

(3) 変更後の代表者（例：代表取締役 農林 太郎）

(4) 変更後の電話番号（半角数字、ハイフンあり、例：03-1234-5678）

5. 「5. この変更申請に関する担当者情報」の各欄には、受付担当課からの問い合わせがあった時に回答できる者の情報を入力します。

■ 5. この変更申請に関する担当者情報

(1) 社名[法人名・屋号] **必須**

(2) 部署名

(3) 氏名 **必須**

(4) 電話番号（半角数字、ハイフンあり、例：03-1234-5678） **必須**

(5) メールアドレス **必須**

6. 「6. 関税割当証明書発給時の受け取り方法」の(1)で希望する受け取り方法を選択し、「郵送」を選択した場合は(2)及び(3)に送付先情報を入力します。

■ 6. 関税割当証明書発給時の受け取り方法

(1) 受け取り方法について、下のいずれかを選択してください。

※郵送をご希望の場合は(2)、(3)へ郵便番号及び住所を入力してください。 **必須**

郵送 直接受け取り

(2) 送付先（郵便番号）（半角数字、ハイフンあり、例：100-8950）

(3) 送付先（住所）（半角数字、例：東京都千代田区霞が関一丁目2番1号）

7. 「7. 書類のアップロード及び送付」(1)に交付済み関税割当証明書の表面及び裏面を文字等が読めるようにPDFにしてアップロードします（交付済みの関税割当証明書の原本は申請後、速やかに受付担当課へ郵便書留等により送付します。）

■ 7. 書類のアップロード及び送付

(1)交付済み関税割当証明書（PDF）

※表面及び裏面をアップロードしてください。

(NACCS利用時は関税割当証明書システム管理終了結果情報も含む) **必須**

またはファイルをドロップ

(2)の①及び②の記載事項を確認したら、各チェックボックスにチェックします。

(2)交付済みの関税割当証明書の送付について

①申請後（通関中の数量がある場合は通関後）、速やかに関税割当証明書原本を郵便書留等により送付してください。発給される関税割当証明書は、交付済みの関税割当証明書の到着後の交付となります。

①について確認しました。 **必須**

②NACCS処理されている場合は、通関途中の数量がある場合を除き、NACCS終了処理後の申請としてください。

②について確認しました。 **必須**

(3)にgBIZ 経営体情報の変更が完了していない場合は変更を証明する書類をアップロードします。現在通関中の数量がある場合もそれを証明する書類をアップロードします。

- (3) 変更等を証明する書類のアップロード
※社名変更、住所・電話番号変更を希望する方のうち、経営体情報の変更が完了していない場合のみアップロードしてください
※現在通関中の数量がある場合はそれを証明する書類もアップロードしてください。



(4)にその他に申請に必要な資料があればアップロードします。

8. 「8. その他」欄に留意事項があれば入力します。

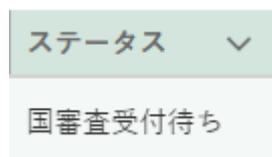
9. 全ての入力及び添付が終了したら、画面右下の「申請」ボタンをクリックします。



10. 申請の提出が終了した場合、「保存されました」というポップアップが表示されます。



なお、申請直後のステータス※は「農林水産省(受付担当課)による審査受付待ち」となります。ステータスは、トップ画面の「申請」>「申請情報管理」から確認できます。



※ステータスとは、申請の審査状況を表し、農林水産省(受付担当課)による審査受付待ち→農林水産省(受付担当課)による審査中→審査完了の順に遷移します。

11. 申請の提出が終了しましたので、右上のログイン名をクリックし、「ログアウト」を選択します。

農林水産省共通申請サービス | eMAFF

TOP > 手続を進める > 申請履歴・一時保存の手続から進める

手続を進める

> 手続を探す

> 手続を進める

マイページ
申請履歴・一時保存
お気に入り
eMAFF IDマイページ
ログアウト

関税割当証明書内容変更届出書(住所・電話番号に限る変更)

1. 「2. 関税割当証明書番号」欄に、変更したい関税割当証明書の番号を入力します。

2. 関税割当証明書番号

関税割当証明書番号(半角英数字) (例: 1107.10-TRQ-10-1) **必須**

2. 農林水産省ホームページに掲載している様式に必要な事項を記入してPDFにし、「3. 関税割当証明書内容変更届出書のアップロード」にアップロードします。

↓ 様式(WORD版)

https://www.maff.go.jp/j/kokusai/boueki/triff/t_kanwari/format/attach/doc/index-285.doc

↓ 様式(PDF版)

https://www.maff.go.jp/j/kokusai/boueki/triff/t_kanwari/format/attach/pdf/index-141.pdf

3. 関税割当証明書内容変更届出書のアップロード

関税割当証明書内容変更届出書(PDF)をアップロードしてください。 **必須**

3. 交付済み関税割当証明書の表面及び裏面を文字等が読めるようにPDFにして、「4. 交付済み関税割当証明書のアップロード及び送付」にアップロードします(交付済みの関税割当証明書の原本は申請後、速やかに受付担当課へ郵便書留等により送付します。)

4. 交付済み関税割当証明書のアップロード及び送付

(1) 交付済み関税割当証明書(PDF)をアップロードしてください。 **必須**

(2)の①及び②の記載事項を確認したら、各チェックボックスにチェックします。

(2)交付済みの関税割当証明書の送付について

①申請後（通関中の数量がある場合は通関後）、速やかに関税割当証明書原本を郵便書留等により送付してください。
発給される関税割当証明書は、交付済みの関税割当証明書の到着後の交付となります。

①について確認しました。 **必須**

②NACCS処理されている場合は、通関途中の数量がある場合を除き、NACCS終了処理後の申請としてください。

②について確認しました。 **必須**

4. 「5. 変更等を証明する書類のアップロード」に、gBIZ 経営体情報の変更が完了していない場合は変更を証明する書類をアップロードします。

■ 5. 変更等を証明する書類のアップロード

※経営体情報の更新が完了していない場合のみアップロードしてください。 ⓘ

または

5. 「6. この変更申請に関する担当者情報」の各欄には、受付担当課からの問い合わせがあった時に回答できる者の情報を入力します。

■ 6. この変更申請に関する担当者情報

(2) 社名[法人名・屋号] **必須**

(2) 部署名

(3) 氏名 **必須**

(4) 電話番号（半角数字、ハイフンあり、例：03-1234-5678） **必須**

(5) メールアドレス **必須**

6. 「7. 証明書発給時の受け取り方法」の(1)で希望する受け取り方法を選択し、「郵送」を選択した場合は(2)及び(3)に送付先情報を入力します。

■ 7. 証明書発給時の受け取り方法

(1) 受け取り方法について、下のいずれかを選択してください。

※郵送をご希望の場合は(2)、(3)へ郵便番号及び住所を入力してください。

(2) 送付先（郵便番号）（半角数字、ハイフンあり、例：100-8950）

必須

郵送 直接受け取り

(3) 送付先（住所）（半角数字、例：東京都千代田区霞が関1丁目2番1号）

7. 「8. その他」欄に留意事項があれば入力します。

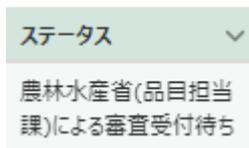
8. 全ての入力及び添付が終了したら、画面右下の「申請」ボタンをクリックします。



9. 申請の提出が終了した場合、「保存されました」というポップアップが表示されます。



なお、申請直後のステータス※は「農林水産省(品目担当課)による審査受付待ち」となります。ステータスは、トップ画面の「申請」>「申請情報管理」から確認できます。



※ステータスとは、申請の審査状況を表し、農林水産省(品目担当課)による申請受付待ち→農林水産省(品目担当課)による審査中→審査完了の順に遷移します。

10. 申請の提出が終了しましたので、右上のログイン名をクリックし、「ログアウト」を選択します。

差戻通知及び修正通知

国の審査によって、必要事項の入力ミスや必要資料の不備等が見出された場合、差戻通知や修正通知が届くことがありますので、確認して回答します。

1. ホーム画面の「通知」欄に通知一覧が表示されているので、確認したい通知の詳細欄アイコンをクリックします。

通知 30	おすすめ手続	申請履歴・一時保存
未読 ▼	新着 ▼	通知日付 ▼
タイトル		詳細 ▼
●	New	2023/02/03 関税割当_数量割当_日EU TRQ-10_麦芽 (ビール用及びウイスキー用) 差戻通知 

2. 「通知」の内容が表示されるので、表示されている URL をクリックして対象の申請を確認します。

■ 関税割当_数量割当_日EU TRQ-10_麦芽 (ビール用及びウイスキー用) 差戻通知

通知日付	発信元
2023/02/03 	農林水産省 (輸出・国際局国際経済課)
内容	
関税割当_数量割当_日EU TRQ-10_麦芽 (ビール用及びウイスキー用) が差し戻されました。	
URL : https://sh-e-maff.cs73.force.com/shinseisha/s/shinseiDetail?shId=a0L6D00000JNZ74A5 	

【差戻通知の場合】

(1) 該当する申請の編集画面を開いて、「申請内容」タブ画面の1番下にある「差戻・却下事由」を確認します。

■ 差戻・却下事由

- 差戻 国審査 2023/02/03 14:25:42
6の内示書が添付されていません。

(2) 申請内容を修正し、「申請」ボタンをクリックして、再申請します。



【修正通知の場合】

(1) 該当する申請の編集画面を開いて、「修正履歴」タブ画面をクリックします。



(2) 申請内容の修正履歴及び審査者が行った修正記録が表示されますので、確認します。

日付	項目名	修正前	修正後	所属	修正者	状態
2023/02/03	ビール製造用	false	true	農林水産省（輸出…		未確定
2023/02/03	ここに添付してください。		テスト.pdf	テスト農場	申請 太郎	

選択件数: 0 件

[修正内容を破棄](#)

修正記録

修正記録

- 修正 国審査 2023/02/03 15:45:08
5 (1) の使用目的が選択されていませんでしたので、「ビール製造用」にチェックさせていただきました。ご確認ください。

修正記録（審査者用）

同意しない理由

(3)修正内容に同意する場合は「同意」ボタンをクリックし、次の「同意確認」画面の「同意」ボタンをクリックします。

キャンセル 印刷 コピーして申請

同意しない 同意

同意確認

同意してよろしいですか？

キャンセル 同意

「結果を送信しました」と表示され、該当申請のステータスが「農林水産省(品目担当課)による審査中」と表示されます。

(4)修正内容に同意しない場合は「同意しない」ボタンをクリックします。



「同意しない理由」を入力する画面が表示されるので、同意しない理由を入力し、「確認」ボタンをクリックします。

A screenshot of a web form. At the top, there is a header '同意しない理由' (Reason for disagreement). Below it is a sub-header '■ 同意しない理由'. A large text input area contains the text '「ビール製造者への販売用」に修正したいため'. At the bottom right of the form, there are two buttons: 'キャンセル' (Cancel) and '確認' (Confirm). A red arrow points to the '確認' button.

「結果を送信しました」と表示され、該当申請のステータスが「農林水産省(品目担当課)による審査中」と表示されます。